

令和 2 年度第 1 0 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 1 2 月 1 6 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

## 令和2年度第10回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室
2. 開 会 日 時 令和2年12月16日(水) 午後2時07分
3. 閉 会 日 時 令和2年12月16日(水) 午後2時45分

### 4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
16番	北上稔君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

### 5. 欠席農業委員(1名)

11番 外山康仁君

### 6. 会議に付した案件

報告第43号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第44号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第45号	公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第46号	農地の転用事実に関する照会について
報告第47号	農地等の現況について(土地改良区)
報告第48号	農用地利用配分計画の認可について
報告第49号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取り消しについて
報告第50号	農地転用許可の変更について(農地法第5条から農地法第4条へ)

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 議案第63号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について    |
| 議案第64号 | 公売買受適格者の証明について                  |
| 議案第65号 | 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について       |
| 議案第66号 | 十和田市農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第67号 | 農地転用事業計画変更承認に係る意見について           |
| 議案第68号 | 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第69号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |

7. 議事録署名委員

10番 小田正喜君                      12番 小笠原和男君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	今泉卓也	事務局次長	菅原靖雄
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	根岸優一
事務局主査	鳥屋部幸子	事務局主査	中野渡礼央
事務局主査	椛木信人	事務局主査	吉田武範

9. 書 記

事務局主査 吉田武範

議 長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、11番 外山 康仁 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年12月7日に告示招集いたしました、令和2年度第10回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。10番 小田 正喜 委員、12番 小笠原 和男 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、吉田 武範 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第43号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第43号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページです。農地法によるものが8件19筆45,495平方メートルです。今後の意向は、27番は未定、28番と29番は作業受委託を継続、30番は自ら耕作、31番は貸借予定、32番は毎月3条で売買予定、33番は機構で貸借予定、34番は毎月5条で転用予定です。あっせんの希望はありません。4ページです。中間管理事業によるものが3件5筆14,307平方メートルです。今後の意向は、6番は使用貸借予定、7番は貸借予定、8番は未定です。経営転換協力金の返還対象者はありません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第44号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）5ページをお願いいたします。報告第44号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。6ページから9ページです。今回は12件68筆151, 149平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望は8ページの111番です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などです。農地以外の用途になっているものは、109番、110番、115番の現況の一部は宅地です。また、115番と116番に、所在地不明の筆があります。所在地不明とは、登記上の地番はありますが、公図に無いため、現地が存在しない状態のことです。なお、農地以外の用途となっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第44号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第45号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）10ページをお願いいたします。報告第45号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。11ページです。今回は3件3筆12, 545平方メートルで、令和2年11月第9回総会議案第57号で承認した案件で、許可書交付は11月27日と12月3日に行っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第45号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第46号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）12ページをお願いいたします。報告第46号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回の照会は4件4筆1,993平方メートルで、現地調査等は12月7日に実施し、法務局への回答は12月9日に行っております。41番はあけぼの学園から北西に約1,600メートル先です。昭和63年建築の小屋及び車庫が建っており、20年以上宅地状態にあることから非農地と判断。42番は十和田職業能力開発校から北に約450メートル先です。平成6年建築の住宅の敷地となっており、20年以上宅地状態であることから非農地と判断。43番はカワダ食品株式会社から南に約750メートル先です。築年不詳の小屋が建っていたが、令和2年9月に滅失し、また、昭和58年建築の住宅の庭となっており、20年以上宅地状態であることから非農地と判断。44番は十和田湖小中学校から北東に約1,200メートル先です。昭和43年建築の住宅の一部がはみ出して建っており、20年以上宅地状態であることから非農地と判断。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第46号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第47号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）14ページをお願いいたします。報告第47号、農地等の現況について（土地改良区）。十和田土地改良区から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。15ページです。今回の照会は3件11筆24,842平方メートルで、現地調査等は12月7日に実施し、十和田土地改良区へは12月9日に回答しました。2番の①から④は、旧上切田小学校から西に約300メートル先です。⑤から⑥は、旧上切田小学校から西に約800メートル先です。①から④は水稻、⑤は牧草、⑥は飼料作物が作付けされおり、6筆とも全て農地として適正に管理されていることから農地と回答。3番の①から③は、旧藤坂試験場から南東に約300メートル先です。①から③は、作付けされていないが耕起されており、全て農地として適正に管理されていることから農地と回答。4番の①から②は、六日町生活改善センターから北東に約500メートル先です。①は

葦が繁茂、②は雑草が繁茂、どちらも農地への復旧は容易と見込まれ、十分農地性はあることから農地と回答。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第47号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第48号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）16ページをお願いいたします。報告第48号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。17ページです。賃借権の合計は1件2筆2,077平方メートルです。26番は再設定で期間は5年です。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第48号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第49号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）18ページをお願いいたします。報告第49号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取り消しについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取消願の提出があり、青森県知事から許可の取り消しを受けたので報告する件です。19ページです。この件は、令和2年8月11日に許可されましたが、事業計画を中止したため、令和2年11月26日に取り消されました。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第49号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第50号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）20ページをお願いいたします。報告第50号、農地転用許可の変更について（農地法第5条から農地法第4条へ）。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、農地法第4条による農地転用許可を受けたので報告する件です。21ページです。この件は、令和2年10月第8回総会議案第55号で許可相当と決定した案件で、青森県で審査した結果自己所有地の転用とみなされ、農地法第4条で令和2年11月10日に許可されたものです。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第50号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは議案に入ります。今月担当しました農用地利用調査班の調査員は、箕輪班長、稲田委員、柿本委員の3名です。12月7日に現地調査、及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時23分

（ \_\_\_\_\_ 委員、 \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時24分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に議案第63号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）22ページをお願いいたします。議案第63号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は23ページから32ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。13番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。



報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計43件で、このうち所有権移転が29件、賃借権・使用貸借による権利の設定が14件です。所有権移転は、23ページ申請番号73番から26ページ94番までが相手方要望による売買で、27ページ申請番号95番、98番、28ページ100番、101番は親から子へ贈与、27ページ申請番号96番、97番、99番は知人へ贈与するものです。次に、賃借権は、29ページ申請番号36番から31ページ申請番号47番までが労力不足によるもので、使用貸借による権利の設定は、32ページ申請番号48番、49番で、親から子へ経営移譲するものです。今回のすべての申請の許可要件について、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）箕輪委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第63号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時27分

（ \_\_\_\_\_委員、 \_\_\_\_\_委員 着席 ）

再開 午後2時27分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に議案第64号を上程いたします。事務局から提案理由の説明

をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 33ページをお願いいたします。議案第64号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。34ページです。5番の証明を受けようとする土地は、令和2年9月の第7回総会報告第30号で農地と報告済みのものです。入札日は令和3年1月8日、売却決定日は1月15日です。以上です。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第64号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時29分

（ \_\_\_\_\_委員 退席 ）

再開 午後2時29分

議長（杉山秀明君） 休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君） 次に議案第65号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 35ページをお願いいたします。議案第65号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は36ページから39ページにな

ります。以上です。

議 長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。8番 柿本  
広一 委員、お願いいたします。

報告委員（柿本広一君）十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について、農用地  
の利用関係の調整の結果を報告いたします。12月7日午後、箕輪委員、稲田委  
員と私の3名で、別館4階第1会議室にて、農用地利用調整会議を行い、聴取調  
査を実施しました。今回のあっせん件数は、36ページ申請番号16番から37  
ページ申請番号20番までの5件で、すべて労力不足に伴う所有権移転による売  
買です。38ページ申請番号1番から3番までの3件は、期間満了による賃借権  
の再設定です。39ページ申請番号1番の1件は、期間満了による使用貸借によ  
る権利の再設定です。なお、賃借権及び使用貸借による権利については、設定内  
容に変更がないことから、農用地利用調整会議の対象とはしておりません。今回  
の所有権移転、賃借権及び使用貸借による権利の移転を受ける者は、すべて認定  
農業者です。また、すべての申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であ  
り、それぞれの移転を受ける者が経営する農地の近くにあり、農地の集約が図ら  
れるものと考えられます。以上、今回の所有権、賃借権及び使用貸借による権利  
については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、  
十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件に該当すると判断されます。  
したがって、調整委員としては、今回のあっせんについて適当と認めました  
ので、農用地利用調整会議の調整結果を農業委員会に提出しています。報告は以  
上です。

議 長（杉山秀明君）柿本委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委 員（力石堅太郎君）はい。

議 長（杉山秀明君）はい、17番。

委 員（力石堅太郎君）17番力石です。39ページの1番、五戸町の方なんですけ  
ど、同じ住所だから多分同じ家の人だと思いますが、その中で農地が動いている  
んだけど、住所が同じだったら（耕作）面積も同じだと思うんだけど、違うのは  
何故ですか。

農地係長（小笠原満君）住所が同じなんですけど、世帯が分かれてまして、それで面積が  
別々です。

議 長（杉山秀明君）よろしいでしょうか。

委 員（力石堅太郎君）はい。

議 長（杉山秀明君）そのほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第65号は要請することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時35分

（ \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時35分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第66号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）40ページをお願いいたします。議案第66号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。41ページから43ページです。賃借権の合計は5件9筆33,815平方メートルです。34番、37番、38番は新規で10年間です。35番、36番は再設定で5年間です。44ページです。使用貸借の合計は1件1筆4,138平方メートルです。17番は新規で6年です。今回は経営転換協力金の対象者はありません。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第66号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第67号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）45ページをお願いいたします。議案第67号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。46ページです。平成23年に調理センター兼事務所で転用許可されましたが、事業が困難となったため、駐車場整備として事業計画を変更するものです。この案件は、既に所有者が移転しているため、次の4条でも申請されています。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第67号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第68号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）47ページをお願いいたします。議案第68号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付する

ための意見を求める件です。内容は、48ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。7番 稲田 優憲 委員、お願いいたします。

報告委員（稲田優憲君）第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第4条の農地転用申請は2件です。申請番号10番は、先ほどの議案第67号で事業計画の変更が承認された案件です。転用事由は駐車場整備です。既に、14台分の貸駐車場として整備済みであり、違反状態を是正するため今般始末書付きで申請が提出されております。場所は、ヤマヨから北に約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号11番の転用事由は、普通住宅の建築です。現在の住宅に、4世代が同居し手狭となったため孫夫婦へ普通住宅を建築するものです。なお、申請面積は650平方メートルですが、住宅部分に要する面積は、470.36平方メートルで、500平方メートルを下回るため要件を満たしております。場所は、道の駅とわだから北東に約1,900メートルです。農地区分は、第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外となります。以上、現地確認と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）稲田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第68号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第69号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）49ページをお願いいたします。議案第69号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送

付するための意見を求める件です。内容は50ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。7番 稲田 優憲 委員、お願いいたします。

報告委員（稲田優憲君）第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第5条の農地転用申請は2件です。申請番号50番の転用事由は駐車場の整備です。譲受人は、農地を売買で取得し、従業員の駐車場を9台分整備するものです。なお、申請地の一部に砂利が敷いてあり、違反状態を是正するため、今般始末書付きで申請が出されております。場所は、みちのく温泉から北西に約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号51番の転用事由は建売分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し、10棟分の建売住宅を販売する計画です。場所は、ちとせ小学校から西に約150メートルです。農地区分は、第1種農地ですが、周辺に住宅が隣接していることから集落接続に該当し、不許可の例外となります。以上、現地確認と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）稲田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第69号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第10回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時45分 —————